

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領 新旧対照表

(令和4年4月1日改正)

新	旧
<p style="text-align: center;">全国健康保険協会管掌健康保険 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領</p> <p>目次</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 2. 情報提供サービス 3. 健診の予約 4. 健診の受診 5. 健診費用等 6. 進捗管理 7. 健診実施機関の選定及び契約等 8. 情報提供サービスの利用に関する手続き等について 9. その他の手続きについて 	<p style="text-align: center;">全国健康保険協会管掌健康保険 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領</p> <p>目次</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 2. 情報提供サービス 3. 健診の予約 4. 健診の受診 5. 健診費用等 6. 進捗管理 7. 健診実施機関の選定及び契約等 8. 情報提供サービスの利用に関する手続き等について <p>(新設)</p>

<p>全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領</p> <p>1. 目的 ～ 4. 健診の受診 (略)</p> <p>5. 健診費用等</p> <p>(1) 健診検査費請求書の審査・支払 (略)</p> <p>(2) 健診結果の通知等</p> <p>① 健診実施機関は、健診結果を、受診者のプライバシー保護に留意した上（個人宛親展封書に封入する等）で、原則、事業主を経由して健診終了者に通知するとともに、協会支部と協議の上、健康相談の申込書（様式1「特定保健指導等の健康相談申込書」）や共同利用の案内の文書（特定保健指導の実施に関し、特定保健指導が必要な方々の名簿を事業所へ送付する際の個人情報に係る文書）を同封するとともに、<u>同通知には、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱の別紙4「生活習慣病予防健診結果通知票の見方（情報提供書）」を同封するものとする。</u></p> <p><u>また、健診の結果が、「要治療」又は「要精密検査」であった者に対しては、医療機関への早期受診を案内する等、受診等が必要である旨を認識できる内容となるように配慮するものとする。</u></p> <p><u>なお、共同利用の案内の文書の送付時期については、健診結果の通知時に限らず、協会支部と協議の上、適当な時期に送付するものとする。</u></p>	<p>全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領</p> <p>1. 目的 ～ 4. 健診の受診 (略)</p> <p>5. 健診費用等</p> <p>(1) 健診検査費請求書の審査・支払 (略)</p> <p>(2) 健診結果の通知等</p> <p>① 健診実施機関は、健診結果を、受診者のプライバシー保護に留意した上（個人宛親展封書に封入する等）で、原則、事業主を経由して健診終了者に通知するとともに、協会支部と協議の上、健康相談の申込書（様式1「特定保健指導等の健康相談申込書」）や共同利用の案内の文書（特定保健指導の実施に関し、特定保健指導が必要な方々の名簿を事業所へ送付する際の個人情報に係る文書）を同封するものとする。</p> <p>(追加)</p> <p><u>また、共同利用の案内の文書の送付時期については、健診結果の通知時に限らず、協会支部と協議の上、適当な時期に送付するものとする。</u></p>
--	--

② 生活習慣病予防健診結果データの仕様、収録項目等については、協会の定める「インターフェース仕様書（健診関連）」によるものとする。ただし、インターフェース仕様書（健診関連）の仕様により健診結果データを作成できない健診実施機関は、協会支部と協議することとする。

③ 健診実施機関は、受診者に通知する健診結果及び協会支部に提出する健診結果データの検査数値等に誤りがないよう、受診者に通知する健診結果と協会支部に提出する健診結果データに相違がないことを確認する等、十分に留意すること。なお、協会において、健診結果データの誤りにより健診結果データの修正費用等が発生した場合は、協会支部は健診実施機関に負担を求めることがある。

④ 特定健診として、国への報告が必須である項目（下記参照）は、データ登録を必須とする。

なお、下記以外の健診項目の検査結果及び問診票等の項目についても、データ登録は行うものであり、報告を不要としているものではない。

- ・健診機関コード ・「氏名（カナ）」（健康保険証や予定者名簿に記載されているもの）
- ・生年月日 ・性別・健康保険証の記号、番号 ・受診年月日
- ・身長 ・体重 ・BMI ・腹囲 ・既往歴 ・自覚症状
- ・他覚症状 ・血圧 ・中性脂肪 ・HDL コレステロール
- ・LDL コレステロール若しくは non-HDL コレステロール
- ・GOT ・GPT ・ γ -GTP・空腹時血糖、ヘモグロビンA1c、食直後（食事開始後 3.5 時間未満）を除いた随時血糖のいずれ

② 生活習慣病予防健診結果データの仕様、収録項目等については、協会の定める「インターフェース仕様書（健診関連）」によるものとする。ただし、インターフェース仕様書（健診関連）の仕様により健診結果データを作成できない健診実施機関は、協会支部と協議することとする。

③ 健診実施機関は、受診者に通知する健診結果及び協会支部に提出する健診結果データの検査数値等に誤りがないよう、受診者に通知する健診結果と協会支部に提出する健診結果データに相違がないことを確認する等、十分に留意すること。なお、協会において、健診結果データの誤りにより健診結果データの修正費用等が発生した場合は、協会支部は健診実施機関に負担を求めることがある。

④ 特定健診として、国への報告が必須である項目（下記参照）は、データ登録を必須とする。

（追加）

- ・健診機関コード ・氏名（カナ）
- ・生年月日 ・性別・健康保険証の記号、番号 ・受診年月日・身長 ・体重 ・BMI ・腹囲 ・既往歴 ・自覚症状
- ・他覚症状 ・血圧 ・中性脂肪 ・HDL コレステロール
- ・LDL コレステロール若しくは non-HDL コレステロール
- ・GOT ・GPT ・ γ -GTP・空腹時血糖、ヘモグロビンA1c、食直後（食事開始後 3.5 時間未満）を除いた随時血糖のいずれか 1 つ ・尿糖 ・尿蛋白 ・メタボリックシンドローム判定・

<p>か1つ ・尿糖 ・尿蛋白 ・メタボリックシンドローム判定 ・医師の判断（注意事項） ・健診を実施した医師の氏名 ・服薬歴・喫煙歴</p> <p>⑤ 生活習慣病予防健診結果データと協会本部で管理する健診該当者データを突合し、資格確認を行うものとする。</p> <p>⑥ 健診実施機関は、生活習慣病予防健診結果データに基づき、健診結果データを作成し、一括して管理するものとする。なお、健診結果データは作成の日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間は保存すること。</p> <p>6. 進捗管理（略）</p> <p>7. 健診実施機関の選定及び契約等</p> <p>(1) 健診実施機関の選定に当たっては、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱によるほか、別紙1「健診実施機関の選定基準」（以下「選定基準」という。）かつ、「特定健康診査の外部委託に関する基準」（平成25年厚生労働省告示第92号）によるものとする。</p> <p>(2) 健診実施機関との契約は原則として、生活習慣病予防健診を実施する施設毎に締結する。</p> <p>(3) 契約は原則として年度当初に行い、契約期間は当該年度内に限るものとする。</p> <p>ただし、あらかじめ契約の自動更新に関して必要な情報を記載した契約書を取り交わしている場合は、契約満了の時から契約期間を1箇年として、自動的に契約を更新することができる。</p> <p>(4) 契約書の書式は、別紙2「全国健康保険協会管掌健康保険生活習</p>	<p>医師の判断（注意事項） ・健診を実施した医師の氏名 ・服薬歴・喫煙歴</p> <p>⑤ 生活習慣病予防健診結果データと協会本部で管理する健診該当者データを突合し、資格確認を行うものとする。</p> <p>⑥ 健診実施機関は、生活習慣病予防健診結果データに基づき、健診結果データを作成し、一括して管理するものとする。なお、健診結果データは作成の日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間は保存すること。</p> <p>6. 進捗管理（略）</p> <p>7. 健診実施機関の選定及び契約等</p> <p>(1) 健診実施機関の選定に当たっては、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱によるほか、別紙1「健診実施機関の選定基準」（以下「選定基準」という。）かつ、「特定健康診査の外部委託に関する基準」（平成25年厚生労働省告示第92号）によるものとする。</p> <p>(2) 健診実施機関との契約は原則として、生活習慣病予防健診を実施する施設毎に締結する。</p> <p>(3) 契約は原則として年度当初に行い、契約期間は当該年度内に限るものとする。</p> <p>ただし、あらかじめ契約の自動更新に関して必要な情報を記載した契約書を取り交わしている場合は、契約満了の時から契約期間を1箇年として、自動的に契約を更新することができる。</p> <p>(4) 契約書の書式は、別紙2「全国健康保険協会管掌健康保険生活習</p>
--	---

<p>慣病予防健診等委託契約書例」によるものとする。</p> <p>(5) 契約の更新 ((3) の自動更新の場合を含む。) にあたり、健診実施機関は、次の書類等を作成し、毎年度、協会支部に報告すること。 また、契約満了までに、前回報告した内容に変更が生じた場合も、同様とする。</p> <p>①選定基準を満たしていることを証明する書類 ②検査値による指導区分の基準範囲</p> <p>(6) 協会支部は、(5) により報告された内容について、選定基準に適合しているかを確認する。</p> <p><u>なお、(5) の報告内容において、システムの変更 (または改修) を行った実績が「有」と回答した健診実施機関に対しては、必要に応じて、協会が保有する健診結果データを印字したものを当該健診実施機関に別途提供し、当該健診実施機関の保有データと協会が保有する健診結果データに相違がないかを追加で報告させるものとする。</u></p> <p>(7) 協会支部は、健診実施機関に対し、(5) により報告された内容について、調査及び確認するため原則、5年に一回実地調査等を行うものとする。</p> <p>(8) 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱4 (2) に定める検査等の再委託を行う健診実施機関は、協会支部へ申請を行い、事前に協会支部の承認を得ること。</p> <p>なお、健診実施機関は、協会支部から承認を得た再委託先機関情</p>	<p>慣病予防健診等委託契約書例」によるものとする。</p> <p>(5) 契約の更新 ((3) の自動更新の場合を含む。) にあたり、健診実施機関は、次の書類等を作成し、毎年度、協会支部に報告すること。 また、契約満了までに、前回報告した内容に変更が生じた場合も、同様とする。</p> <p>①選定基準を満たしていることを証明する書類 ②検査値による指導区分の基準範囲</p> <p>(6) 協会支部は、(5) により報告された内容について、選定基準に適合しているかを確認する。</p> <p>(追加)</p> <p>(7) 協会支部は、健診実施機関に対し、(5) により報告された内容について、調査及び確認するため原則、5年に一回実地調査等を行うものとする。</p> <p>(8) 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱4 (2) に定める検査等の再委託を行う健診実施機関は、協会支部へ申請を行い、事前に協会支部の承認を得ること。</p> <p>なお、健診実施機関は、協会支部から承認を得た再委託先機関情</p>
---	---

<p>報に変更が生じた場合は、速やかに協会支部に届出ること。</p> <p>① 健診実施機関は、再委託先機関の名称、所在地、連絡先、履行能力、個人情報の管理等の再委託先機関情報を示し、申請を行うこと。</p> <p>② 協会支部は、上記①により申請された内容を確認のうえ、再委託の可否を健診実施機関へ通知すること。</p> <p>8. 情報提供サービスの利用に関する手続き等について（略）</p> <p><u>9. その他の手続きについて</u></p> <p><u>健診実施機関において、健診検査費用の受取先口座に変更が生じた際は、別紙 11「健診実施機関口座番号等変更届」により、協会支部に速やかに届け出ること。</u></p> <p><u>なお、別紙 11 の項目を満たしていれば、様式は問わない。</u></p>	<p>報に変更が生じた場合は、速やかに協会支部に届出ること。</p> <p>① 健診実施機関は、再委託先機関の名称、所在地、連絡先、履行能力、個人情報の管理等の再委託先機関情報を示し、申請を行うこと。</p> <p>② 協会支部は、上記①により申請された内容を確認のうえ、再委託の可否を健診実施機関へ通知すること。</p> <p>8. 情報提供サービスの利用に関する手続き等について（略）</p> <p>（新設）</p>
--	--